

再生可能エネルギー施設見学ツアー運営業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

地域との共生を図りながら再エネの導入を促進するため、再生可能エネルギー発電施設の見学を通じて県民の再エネについての理解促進を図る。

2 委託業務概要

- (1) 業務名
再生可能エネルギー施設見学ツアー運営業務委託
- (2) 業務内容
別紙「再生可能エネルギー施設見学ツアー運営業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期限
令和9年3月5日（金）
- (4) 上限提案価格
3,236千円（消費税および地方消費税を含む。）
- (5) 委託方法
公募型プロポーザル方式

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 鹿児島県の役務の提供等の業務に係る入札参加資格業者である場合には、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者ではないこと。
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当でないと判断する者ではないこと。

4 提案事項

各提案事項については、別添仕様書に従い、提案内容の狙いと期待できる効果を可能な限り具体的に明示し、最終的には県と協議し決定することとする。

(1) 見学コースの設定、施設選定

再生可能エネルギー等に対する理解促進が図られるよう、見学コース及び施設を提案すること。
なお、見学コースについては、2回の実施がそれぞれ異なる地域であるコース設定が望ましい。
(例：1回目北薩地域、2回目南薩地域など)

(2) 参加者募集、広報等

県民に広く周知するために効果的な広報、媒体等について提案すること。
また、参加者がSNS等を活用し、より多くの参加者に対して情報を拡散してもらえるよう工夫するものとし、その内容について提案すること。

(3) 実施計画

実施体制、事業スケジュールについて明記すること。

(4) 以下の観点を参考に効果的と考えられるツアーの名称を提案すること。

- ・事業内容（再生可能エネルギー施設見学）が直感的に理解できること。
- ・一般参加者にとって親しみやすく分かりやすいこと。
- ・興味・関心を喚起する訴求力を有すること。

上記(1)~(4)以外の事項についても、事業の目的と照らし、事業効果をさらに高める工夫があれば積極的に提案すること。

5 対象経費

- (1) 実施に係る経費(印刷費、通信運搬費、バス借上費、参加者昼食代、旅費、保険料等)
- (2) 委託業務に従事する者の人件費
- (3) 一般管理費
- (4) その他、当該事業に必要と認められる経費(要事前協議)

※ ただし、次の経費は対象外とする。

- ・備品(オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品)の取得費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

6 スケジュール

項 目	日 程
① 公告（実施要領等の公表）	令和8年4月9日（木）～ 令和8年5月29日（金）
② 質問の受付	令和8年4月9日（木）～ 令和8年4月17日（金）
③ 応募書類の受付	令和8年5月22日（金）～令和8年5月29日（金）
④ 応募書類の内容確認・審査	令和8年6月上旬（予定）
⑤ 最優秀提案者の決定	令和8年6月上旬（予定）

※ 書類の提出は全て午後5時15分必着とする。

※ 本委託は、令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金（経済産業省）を財源に実施している。応募書類の受付は、同補助金の交付決定後に実施する必要があることから、期日が決まり次第ホームページで周知する。

7 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（別紙様式1）をPDF形式にて提出するものとする。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 提出先等

①提出期限	令和8年4月17日（金）午後5時15分（必着）
②提出方法	電子メール （電子メール送信後、電話により受領の確認を行うこと。）
③提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係 E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問者の事業者名は公表しない。

ア 回答方法 鹿児島県のホームページに随時掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

8 応募に必要な資料

(1) 応募書類の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付方法	鹿児島県のホームページに掲載しているデータのダウンロードによる (URL : https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/bustour.html)
② 交付資料	ア 再生可能エネルギー施設見学ツアー運營業務委託プロポーザル実施要領 イ 再生可能エネルギー施設見学ツアー運營業務委託仕様書 ウ 応募様式（別紙様式1～6）

(2) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和8年5月29日（金）
② 提出方法	ア 参加表明書類 提出書類一式をPDFにまとめ、下記メールアドレスに電子媒体で送信すること。 ※ 電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと イ 企画提案書類 アの提出後、エネルギー対策課から送付された提出書類データアップロード用URLにPDFにまとめた応募提出書類一式をアップロードする。 ※ アップロード後、電話により受信の確認を行うこと
③ 提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係 E-mail : ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 参加表明書類 ・ 参加表明書（別紙様式2） ・ 事業者の概要（別紙様式3） ・ 業務実績書（別紙様式4） イ 企画提案書類 ・ 企画提案書（別紙様式5） ・ 事業費積算書（別紙様式6）

9 委託予定事業者の選定

(1) 選定方法

委託予定事業者は、再生可能エネルギー施設見学ツアー運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について、必要に応じて書面等による質疑やプレゼンテーションを求められることがある。プレゼンテーションを求める場合は、その日時及び場所を別途、応募者に連絡する。なお、参加事業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表1により審査し、本業務委託契約の相手方を選定する。

10 審査結果の通知と契約の締結

(1) 審査結果

審査の結果、上限提案価格（3,236千円（税込））の範囲内で、総合評価点が最も高い業者を委託予定事業者として選定する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 選定結果の通知

選定結果は次のとおり通知する。

①日時	令和8年6月上旬頃（予定）
②方法	すべての応募者に文書により通知する。

(3) 契約の締結

資格者推薦委員会において選定した受託者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。（契約締結予定日：令和8年6月下旬頃）

(4) 契約についての留意点

別添仕様書はプロポーザル用であり、委託契約の締結に当たっては、採択された事業内容等について、受託者として決定した企業等と県との間で契約仕様書案等を作成する。必要と認められる場合は、双方で確認の上、提案内容の修正・変更を行う。

11 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の提出は1社1提案とする。
- (3) 再エネへの理解醸成に資すると判断できる追加提案があれば、契約上限額を超えない範囲で委託業務の内容を確実に履行することを条件に、積極的に提案すること。なお、追加提案がわかるように作成すること。
- (4) 企画提案書類の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出された応募書類について、県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。
- (6) 提出された企画提案書類は、本業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (7) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (8) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県が定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年3月28日告示第416号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (9) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (10) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき対応する。

12 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー高度化係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
- (3) 連絡先 電話：099-286-2417（直通）
（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
E-mail：ene-koudo@pref.kagoshima.lg.jp

別表1 審査項目

評価項目	審査項目
基本理解	事業の趣旨・内容を正しく理解しているか
事業内容	提案された内容（見学コース及び施設の選定）は、事業の目的を達成しうるものとなっているか。
	周知(広報)方法に参加対象者の参加につながる工夫があり、かつ効果的に事業を達成できるものとなっているか。
	提案された実施計画（実施体制、事業スケジュール等）は無理のない現実的なものか。
	<p>ツアー名称は、以下の観点からみて効果的であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容（再生可能エネルギー施設見学）が直感的に理解できること。 ・一般参加者にとって親しみやすくわかりやすいこと。 ・興味・関心を喚起する訴求力を有すること。
	その他追加提案事項は、本事業の趣旨に沿ったものであり、事業効果を更に高めるものであるか。
実績	本事業を確実に遂行するために十分な実績を有しているか。
必要経費	必要な経費が適正に計上されているか。